委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	飯山市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番 号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.iiyama.nagano.jp/soshiki/kikakuzaisei/jyohokanri/mynumber/

執行機関名 飯山市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	特別支援学級等へ就学する児童又は生徒の保護者に対する就学奨励費の支給 に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		飯山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第一第八項 特別支援学級等へ就学する児童又は生徒の保護者に対する就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四 号)第1条	飯山市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成28年告示第8号)第1条
	第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する <u>児童</u> 又は <u>生徒</u> について行う必要な援助を規定し、もつて特別支援学校における <u>教育の普及奨励</u> を図ることを目的とする。	第一条 この要綱は、市立の小学校又は中学校に就学する児童又は生徒(以下「児童等」という。)であって学校教育法施行令(昭和28年政令第340号。以下「令」という。)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童等、学校教育法(昭和22年法律第26号)第81条第2項に規定する特別支援学級に就学する児童等又は飯山市他校通級実施要綱(平成6年飯山市教育委員会告示第5号)の規定に基づく通級による指導を実施する学校に通学する児童等の保護者に対し、特別支援教育就学奨励費(以下「就学奨励費」という。)を支給することに関し必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		飯山市特別支援教育就学奨励費支給要綱(平成28年告示第8号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 号	飯山市特別支援教育就学奨励費支給要綱第5条		
	特別支援学校への就学奨励に関する法律第五条の経費の算定に必要な資料に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	就学奨励費の支給に係る申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>		
特定個人情報1				
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 23 条 項 1 号	飯山市特別支援教育就学奨励費支給要綱第3条		
②情報提供者	市町村長	市町村長		
③提供を求める特定個人情 報	特別支援学校への就学奨励に関する法律第二条第一項の保護者等若しくは 当該保護者等と同一の世帯に属する者(次号において「保護者等」という。) に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	就学奨励費の支給の申請に係る対象者及びその世帯に係る道府県民税又は市 町村民税に関する情報		

_		
	带老	
ν	m · J	